2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合　土木工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,600点以上ある者

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木工事において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者から５者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者から５者で構成された共同企業体

⑷　平成10年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が12%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

ｱ)　同種工事（下記ⓐを必要とする。）

ⓐ　外径10m以上の密閉型シールドトンネル工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ｱ)　同種工事（下記ⓐを必要とする。）

ⓐ　外径５m以上の密閉型シールドトンネル工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。)している期間とする。

①　専任の主任（監理）技術者が、建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理)技術者のうち１名以上が、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができるものとする。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が12%以上の場合のものに限る。(異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

ｱ)　同種工事（下記ⓐを必要とする。）

ⓐ　外径５m以上の密閉型シールドトンネル工事

③　現場代理人及び主任(監理)技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)の資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。また、共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。ただし、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　当社が別に定める共同企業体協定書(甲)による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率は２者で構成される場合は30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上、４者で構成される場合にあっては15%以上、５者で構成される場合にあっては12%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術開発・工事一括型（A型）総合評価方式に関する事項

⑴　技術開発・工事一括型（A型）総合評価方式の仕組み　本工事の技術開発・工事一括型（A型）総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案等及び技術提案確認協議（技術提案等のプレゼンテーション）後に、最終技術提案等（技術提案確認協議での指摘事項等を踏まえ改善されたもの)、最終技術提案等に基づく入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。)の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

⑵　技術提案等及び入札書・見積書の提出

申請者は、申請書、確認書等の提出に併せて技術提案等(「技術開発に係る技術提案」「現場施工・具体的な施工計画に係る技術提案」)を提出し、技術提案確認協議実施後、その結果を踏まえた最終技術提案書等（不備事項の指摘が無い場合において、当初提出と同じ内容であっても、最終技術提案書等として再度提出する。)入札書・見積書(「技術開発費の見積書」及び「技術開発により発生する直接工事費の見積書」)を提出すること。

⑶　技術提案等に関する事項　技術提案等は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。「技術開発に係る技術提案資料」及び「現場施工・具体的な施工計画に係る技術提案」を記載した資料（以下「技術提案等資料」という。)を提出すること。

なお、技術提案等資料の提出が無かった場合、技術提案等資料に記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、不適格とする。

なお、技術提案等の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。

１）技術開発に係る技術提案

①　モニタリング技術

・長距離かつ高速施工となるシールド掘進を安全かつ確実に行うためのモニタリング等（施工関連データの収集、分析、活用等）の施工管理技術及びその対処技術